

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(法第5条第1項から第3項)

(1-1) 新築住宅

区分	認定申請手数料(棟単位・円)		
	登録性能評価機関の技術的審査を受け、「適合証」を添付して申請する場合	登録性能評価機関の性能評価を受け、「住宅性能評価書」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	6,000 円	15,000 円	48,000 円
共同住宅等 (※1)	～ 5 戸	13,000 円	55,000 円
	6 戸 ～ 10 戸	23,000 円	90,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	33,000 円	170,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	62,000 円	294,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	107,000 円	456,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	176,000 円	833,000 円
	201 戸 ～ 300 戸	217,000 円	1,146,000 円
	301 戸 ～	231,000 円	1,386,000 円

※1 申請は住戸単位となるため、共同住宅等の1申請当たりの認定申請手数料は、棟全体の住戸数の区分の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額となります(100円未満は切り捨て)。

(1-2) 増改築を行う既存住宅

区分	認定申請手数料(棟単位・円)	
	登録性能評価機関の技術的審査を受け、「適合証」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	9,000 円	66,000 円
共同住宅等 (※1)	～ 5 戸	18,000 円
	6 戸 ～ 10 戸	33,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	49,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	93,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	162,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	273,000 円
	201 戸 ～ 300 戸	351,000 円
	301 戸 ～	382,000 円

※1 申請は住戸単位となるため、共同住宅等の1申請当たりの認定申請手数料は、棟全体の住戸数の区分の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額となります(100円未満は切り捨て)。

(2) 認定申請に併せて、確認の申し出をする場合

認定申請手数料	上記(1)で算出した額 + 確認申請手数料の額 ..... (加算)
---------	---------------------------------------

※法とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」のことをいう。

※確認の申し出とは、法第6条第2項の規定による、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ることを行う。

2 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(法第8条第2項)

(1-1) 当初認定申請時が新築住宅の場合

区分	変更認定申請手数料(棟単位・円)		
	登録性能評価機関の技術的審査を受け、「適合証」を添付して申請する場合	登録性能評価機関の性能評価を受け、「住宅性能評価書」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	3,000 円	7,500 円	24,000 円
共同住宅等 (※2)	～ 5 戸	6,500 円	27,500 円
	6 戸 ～ 10 戸	11,500 円	45,000 円
	11 戸 ～ 25 戸	16,500 円	85,000 円
	26 戸 ～ 50 戸	31,000 円	147,000 円
	51 戸 ～ 100 戸	53,500 円	228,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	88,000 円	416,500 円
	201 戸 ～ 300 戸	108,500 円	573,000 円
	301 戸 ～	115,500 円	693,000 円

※2 申請は住戸単位となるため、共同住宅等の1申請当たりの変更認定申請手数料は、棟全体の住戸数の区分の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額となります(100円未満は切り捨て)。

(1-2) 当初認定申請時が既存住宅の場合

区分	変更認定申請手数料(棟単位・円)	
	登録性能評価機関の技術的審査を受け、「適合証」を添付して申請する場合	本市に直接申請する場合
一戸建ての住宅	4,500 円	33,000 円
共同住宅等 (※2)	～ 5 戸	9,000 円
	6 戸 ～ 10 戸	16,500 円
	11 戸 ～ 25 戸	24,500 円
	26 戸 ～ 50 戸	46,500 円
	51 戸 ～ 100 戸	81,000 円
	101 戸 ～ 200 戸	136,500 円
	201 戸 ～ 300 戸	175,500 円
	301 戸 ～	191,000 円

※2 申請は住戸単位となるため、共同住宅等の1申請当たりの変更認定申請手数料は、棟全体の住戸数の区分の手数料を、同時に申請する戸数で除した金額となります(100円未満は切り捨て)。

(2) 変更認定申請に併せて、確認の申し出をする場合

変更認定申請手数料	上記(1)で算出した額 + 計画変更手数料の額 ..... (加算)
-----------	---------------------------------------

3 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料(法第9条第1項)

変更認定申請手数料	1,700円
-----------	--------

4 地位の承継の承認申請手数料(法第10条第1項)

承認申請手数料	1,700円
---------	--------